

令和5年度 第3回山梨県最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

1 日 時：令和5年8月3日（木）午後1時56分～午後4時34分

2 場 所：山梨労働局 1階大会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、反田委員  
労働者代表 岡本委員、小林委員、白倉委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員  
事務局 岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）山梨県最低賃金改正決定審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

皆様お集まりですので、定刻より少し早いですけれども、ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、労働者側、白倉委員にはWEB会議システムにより御出席をいただいております。

委員の皆様全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議ができますことを御報告いたします。

また、本専門部会について、事前に公開に係る公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【（1）山梨県最低賃金改正決定審議】

（反田部会長）

皆様、お暑い中御苦勞様でございます。

それでは、さっそく始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、議題の1、山梨県最低賃金改正決定審議に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして、事務局から、各側の控室につきまして、説明をお願いします。

(賃金室長)

説明いたします。

昨年度と同様に、本年度も公益委員と各側委員との個別の折衝はこの会議室で行っていただきます。

労働者側、使用者側それぞれに待機いただく控室につきましては、労働者側は「4階の相談室」、使用者側は「3階の相談室」となっております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、公益委員による各側個別の折衝を行っていただく際には、それぞれ待機いただいている部屋に事務局が御案内に参りますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、山梨県最低賃金改正決定審議に入ります。

前回の専門部会におきまして、労使双方から基本的見解を主張していただきました。

特に、これに追加変更する点はございますか。

(各側委員)

(追加意見等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

公益委員の先生方からよろしいでしょうか。

(公益委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入りたいと思います。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいております。

改めて、この場で金額を表明していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

(小林委員)

では、労働者側、私のほうから。

改めて確認をさせていただきたいと思うのですが、公益委員の皆様にご確認をさせていただきたいと思っているのですけれども。

まず、今回目安も出ましたけれども、有額でということによろしいかということだけお伺いしたいと。

(反田部会長)

すいませんもう一度。

(小林委員)

ゼロということはないということですか。

(岡本委員)

有額の方で議論してよいかという。

(反田部会長)

はい、そうですね。

(小林委員)

労働側としましては、1回目につきましては、できれば、我々が主張させていただいておりました、1,000円台ということ、本来は目指したいというところがあります。そうして考えますと、差が102円ということになります。

本来であれば、目指したいところはそこというところはあるんですが、現実的ではないなというところは、正直思っておりますので、ここ2年で1,000円を目指すというふうな思いを込めまして、現行の898円にプラスして51円として949円となるわけですけれども、ここをちょっと切り上げて、950円を目指すというところで52円プラスというところで考えております。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

52円ということによろしいですね。

それでは次に使用者側をお願いいたします。

(早川委員)

使用者側につきましては、現状の実態に合わせて最低賃金を考えていきたいと、ということで、その中でも、従前どおりですが、第4表の引上げ状況が中小企業の

実態を、賃金支払い能力を含めて実態が表れているということで、第4表の中のBランクのパート、最低賃金はパートの方々が適用になることが多いので、パートの上昇率を勘案しまして、プラスの1.7%、金額でプラスの16円を1回目の提示とさせていただきたいと思います。

(反田部会長)

はい、16円ということですね。

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

従前の例にならしまして、これから公益委員による各側との個別折衝に入りたいと思います。

まず、公益委員の打合せをその前に行いますので、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いします。

しばらく時間をいただきまして、その後、労働者側から御意見を伺います。

それでは、ここで、いったん専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

(1) 労働者側との折衝

ア 労働者側の主張

当初プラス52円を提示。

春闘後も物価の上昇が続いていることなども重視。目安は最低限であり、そこにプラスを考えている。

使用者側の提示金額は、物価上昇率にも満たないので、納得できない。

イ 公益の見解

1000円到達への期間の考え方、Aランクの目安額41円を超える引上げ額とする根拠、物価上昇率の考慮などについて調整を行い、歩み寄りを求めた。

ウ 折衝の結果

春闘後も物価の上昇が続いており、実質賃金の低下を防ぐ観点、近隣都県との格差是正も考えたいとして、プラス46円が提示された。

さらに、歩み寄りの数字として、プラス42円が提示された。

その後、更なる歩み寄りのため、持ち帰り検討することとなった。

(2) 使用者側との折衝

ア 使用者側の主張

当初、プラス16円を提示。賃上げの必要性は理解しているが、近年、急激な最賃額の上昇が続いており、小規模事業者等への影響は大きい。小規模事業者では労働分配率も高く、雇用維持などの面で不安が生じる懸念がある。目安

額においては、支払い能力が一番軽視された結果とも感じる。

イ 公益の見解

物価上昇への配慮として、山梨の物価上昇率の考慮などについて調整を行い、歩み寄りを求めた。

ウ 折衝の結果

甲府市の消費者物価の対前年同月比での昨年10月から本年6月までの上昇率をカバーするとの考え方にに基づき、プラス39円が提示された。

その後の歩み寄りについては、物価上昇率に基づくプラス39円に1円をプラスして目安額と同額にする理屈付けは困難、労働側の主張する地域間格差の是正については、本来、経済状況が安定し労使双方の条件が揃うような状況で大きく上げて是正していくというのが納得のいく賃上げの仕方ではないかと考える、とし、さらなる歩み寄りのため持ち帰り検討することとなった。

(以上で金額審議終了)

(反田部会長)

専門部会を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしまして、労働者側42円、使用者側39円という歩み寄りが認められました。

かなり歩み寄りが見られたと思いますけれども本日はこれまでとしまして、再度、明日、審議をすることにしたいと思います。

次回は、明日8月4日に第4回の審議を行いたいと思います。

明日の審議をもちまして、結審の予定となっておりますので、具体的な金額につきまして、双方にご検討をお願いいたします。

できましたら、全会一致にできたらと思っております。

それでは、議事(2)のその他でございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

先ほど、部会長からもお話がありましたが、次回、第4回の専門部会は、明日8月4日金曜日午後2時00分からの開催となります。

この1階会議室にお集まりいただき、その後、それぞれの控室に移っていただく

こととなりますので、よろしく願いいたします。

(反田部会長)

それでは、以上で、第3回目の専門部会を終了いたします。

本日の議事録の確認ですが、小林委員と早川委員にお願いします。

それでは、お疲れさまでした。